

東住吉区における内部統制の推進に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市内部統制の推進に関する規則（令和2年大阪市規則第58号。以下「規則」という。）に基づき、東住吉区における内部統制の推進について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則の例による。

(副内部統制責任者)

第3条 副内部統制責任者は、副区長とし、規則第5条第5項に規定する事務を処理する。

(内部統制総括員)

第4条 内部統制総括員は、総務課長をもって充て、規則第6条第4項に規定する事務を処理する。

(内部統制員)

第5条 内部統制員は、別表に掲げるものをもって充て、規則第7条第3項に規定する事務を処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 東住吉区における内部統制の体制に関する要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

政策企画担当課長

区民企画課長

防災・安全安心担当課長

窓口サービス課長

保健福祉課長

子育て支援担当課長

保健担当課長

保健主幹

医務主幹

保護課長

矢田出張所長